

令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務仕様書

1. 件名

令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務

2. 業務の目的

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには再生可能エネルギーの更なる普及拡大が不可欠である。そのため、これまで利用されてこなかった再生可能エネルギーについても、有効に活用する必要性が生じている。非化石エネルギーである水力発電は再生可能エネルギーの中でも安定的な電力供給を長期に亘って行うことができる電源として位置づけられており、導入を支援していく必要がある。一方、水力発電の新たな設置場所は、小規模化、奥地化し、開発が困難であるため、既存のダム等を新たな視点で捉えて、水力発電を最大限普及拡大するための検討を行う必要がある。また、従来、エネルギー資源として見なしてこなかった河道内樹木等のバイオマスについても、活用方法や活用条件について検討を行う必要がある。

本事業は、既存の砂防堰堤・ダムを活用した水力発電に係る調査・検討及び河道樹木や堤防除草等のバイオマス資源としての活用に係る調査・検討を行うことで、再生可能エネルギーのポテンシャルの有効活用と普及拡大方策を確立することを目指し、以下の業務を行うものである。

3. 業務の内容

(1) 実施計画等策定

下記(2)～(8)について、月ごとの業務遂行計画を策定すること。また、計画に沿って、環境省、国土交通省と連携を取りながら、打合せを行い、本業務に取りかかること。

(2) 砂防堰堤関連業務

1) 砂防堰堤のポテンシャル調査等

「平成30年度砂防堰堤における水力発電ポテンシャル調査に当たっての諸元調査委託業務」、「平成30年度既存インフラを活用した再エネ普及加速化事業委託業務」、「平成30年度既存ダム及び既存砂防堰堤における水力発電普及加速化事業委託業務」、「令和元年度既存インフラを活用した再エネ普及加速化事業委託業務」、「令和2年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務」及び「令和3年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務」(以下「過年度業務」という)において、堰堤落差方式における全国の砂防堰堤の発電出力ランクを調査した。また堰堤落差方式において100kw以上の出力が期待できる砂防堰堤については堰堤落差方式に比べ出力の増加が期待できる導水路方式を採用した場合の詳細なポテンシャルを検討し、導水路方式を採用した場合、堰堤落差方式に比べ3～4倍の出力が期待できる可能性があるという結果も出たところである。

上記を踏まえ、堰堤落差方式において期待できる出力が 100kw 未満の砂防堰堤について、導水路方式を用いた場合の出力のポテンシャルを算出する。なお、対象となる砂防堰堤は約 1,3000 基程度あるため、簡易的な算出方法を検討すること。

また、算出したポテンシャルについて、地域ごとのポテンシャルを分析し、地域ごとのグラフ、マップ上の色分け等視覚的に分かりやすく整理する。

加えて、砂防堰堤を活用した水力発電のポテンシャルが高い都道府県については過年度業務の成果と合わせて当該自治体のポテンシャル情報の提供を行う（Web での打合せ、メール送付等）。

2) ポテンシャル調査の検証

過年度業務においてポテンシャル調査を実施した砂防堰堤の内、現時点で計画、施行、運用されている砂防堰堤を抽出し、ポテンシャル調査の調査結果と実績の比較・分析を行い、既往調査で設定したポテンシャル調査条件等の検証を行う。

3) 砂防堰堤を活用した水力発電の建設コストの調査・検討

砂防堰堤を活用した水力発電事業を開始するためのコスト要因は個別の地点ごとに異なることも考えられるため、砂防堰堤を活用した水力発電事業を行っている発電所を対象に、建設コスト、運営コスト等について情報収集・整理を行う（6 事例程度）。なお、事例についてはできるだけ様々な事例が集まるよう管理主体や地域、規模等の偏りが可能な範囲で少なくなるよう留意すること。

また、結果を踏まえ、コスト縮減の可能性について検討を行う。

4) 地方公共団体へのヒアリング

砂防堰堤への水力発電設備導入実績を有する地方公共団体のうち 4 団体程度を選出し、域内における砂防堰堤を活用した水力発電設備導入状況、砂防堰堤への水力発電設備導入における発電事業者からの申請に係る課題、必要とする対策等についてヒアリングを行う。また、その結果を整理するとともに、許認可側（砂防管理者等）が認識する砂防堰堤への水力発電設備導入に係る手続きや考慮すべきポイント等をまとめる。

(3) ダム関連業務

1) ダムの運用改善によるポテンシャル向上に関する検討

水力発電を実施しているダム（環境省担当官と相談の上、少なくとも数基程度）において、ダムの運用改善による発電ポテンシャル向上手法を検討し、発電シミュレーションを行う。検討に当たっては気象予測技術、AI・IoT の活用等最新の技術動向に留意すること。

また、検討結果を基にダムの運用改善に係る効果・課題等を整理する。

なお、ダムの選定に当たっては、管理主体や地域、規模等の偏りが可能な範囲で少なくなるよう留意し、調査・検討に当たっては必要に応じて現地調査を行うこと。

2) ダムのかさ上げによるポテンシャル向上に関する検討

水力発電を実施しているダム（環境省担当官と相談の上、少なくとも数基程

度)において、ダムのかさ上げによる発電ポテンシャル向上手法を検討し、発電シミュレーションを行う。

また、検討結果を基にダムのかさ上げに係る効果・課題等を整理する。

なお、ダムの選定に当たっては、管理主体や地域、規模等の偏りが可能な範囲で少なくなるよう留意し、調査・検討に当たっては必要に応じて現地調査を行うこと。

加えて、工事費や補償費用等ダムのかさ上げに係る費用について事例収集・整理を行う。

(4) 地域における水力発電の活用促進可能性調査

過年度業務の調査結果を踏まえ、再生可能エネルギー最大限導入に向けた水力発電の活用可能性等を調査する。調査は以下の1)～3)に従い実施することとする。

1) 水力発電活用を中心とした再生可能エネルギーの普及拡大等について諸外国の動向や事例の調査

再生可能エネルギー大量導入時における水力発電の柔軟性資源としての活用状況について、過年度業務の調査結果を踏まえ、国外における最新動向を調査する。

2) 余剰電力の地域での活用手法に関する検討

水力発電等の、地域において発電された再エネ電力の内、自家消費を除いた余剰電力について、売電以外の地域での活用手法(周辺地域等での利用、蓄電池の活用、水素の製造・活用等水素製造、蓄電池の活用等)の検討を行い、手法ごとの効果・課題等(コスト、立地等)を整理する。

3) 地方公営企業等有する水力発電の活用による地域付加価値の増大方策の検討

水力発電の柔軟な運転等における収益拡大などを通じた地域付加価値の増加可能性について、過年度業務の調査結果を踏まえ、シミュレーション手法の改善や調査の中で出てきた課題の対応策の検討等を行うとともに、過年度業務においてまとめた内容を含め関心を有する地方公共団体に情報提供を行う。

(5) 河川付近のバイオマス利活用関連業務

1) 国土交通省、地方公共団体の職員を対象とした講習会の開催、手引の改訂

河川付近のバイオマスの利活用の普及促進を目的として、国土交通省・地方公共団体の河川管理担当者向けに、過年度業務において取りまとめた「河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用の手引」(以下「手引」という)の内容を主とする講習会をWebにて開催する。講習会は3回程度開催することとし、受託者は、開催・運営の一切の事務を行うこととする。なお、国土交通省担当官と連携し、国土交通省・地方公共団体の担当者向けに周知を行うこと。

また、講習会の開催と併せて参加者向けにアンケートを実施し、手引に対する意見等の聴取を行い、必要に応じて手引への新規事項の追加、修正等を行うこと。

2) 発電事業者、中間処理事業者、工事事業者等を対象とした講習会の開催、手引の

改訂

河川付近のバイオマスの利活用の普及促進を目的として、発電事業者、中間処理事業者、工事事業者等河川付近のバイオマス利活用の関係者となりうる事業者に対して、過年度業務において取りまとめた「手引」の内容を主とする講習会を Web にて開催する。講習会は3回程度開催することとし、受託者は、開催・運営の一切の事務を行うこととする。なお、講習会の積極的な周知・広報に努めること。

また、講習会の開催と併せて参加者向けにアンケートを実施し、手引に対する意見等の聴取を行い、必要に応じて手引への新規事項の追加、修正等を行うこと。

(6) 水力発電の普及啓発業務

1) 水力エネルギーの活用促進に資する WEB サイトの拡充

過年度業務の報告書やシンポジウムの情報を活用し、国外動向調査や地域における導入・活用事例等、事業の Web サイト等に掲載可能なコンテンツ案を作成する。コンテンツ案の作成に当たっては、環境省担当官と協議の上内容を決定すること。

2) 水力発電事業の普及促進を目的としたセミナーの開催及び運営

水力発電を実施している、または導入する可能性が考えられる地方自治体等を対象とし、水力発電事業の普及促進を目的としたセミナーを WEB にて開催する。

セミナーでは、水力発電事業に対する地方自治体の取り組み状況の紹介と意見交換、環境省が過年度業務の調査検討結果及び環境省が所管する助成制度・支援策の紹介等を行うこととし、受託者は環境省担当官による説明の補助をすることとする。

1回程度開催することとし、事務局が都内配信設備付貸会議室(24名程度収容)に集まって配信する。受託者は、開催・運営の一切の事務を行うこととし、セミナーの積極的な周知・広報に努める。

また、外部で開催される水力発電に関するセミナーに参加し、本事業の成果の普及に努める。

(7) 有識者検討会の開催及び運営

(2) 及び(4)～(6)で実施する調査・検討について、その妥当性を検討するため、既存インフラを活用した再エネ普及加速化事業推進検討会(以下、「検討会」という)を WEB にて開催すること。

開催に先立ち、検討会資料を電子データにて毎回、委員宛に送付すること。

委員は学識経験者等(3～6級)6名(全国平均)程度とし、委員会の開催は、3回程度(半日)とする。

受託者は、委員候補の選定・委嘱、運営、資料の準備等、開催・運営の一切の事務を行うこととし、原則、委員に対して謝金(1名に対して1回当たり17,700円)を支給するものとする。なお、検討会委員については、環境省担当官と協議の上、承認を得て委嘱するものとする。

各回の委員会の主な議題は以下のとおりとすること。

- ・第1回 (2) 及び(4)～(6)の実施手法についての検討・助言
- ・第2回 (2) 及び(4)～(6)の実施手法・実施結果についての検討・助言

・第3回 (2) 及び(4)～(6)の実施結果についての検討・助言

また、上記(2)～(6)を実施するに当たって、必要に応じて現地視察(10カ所程度)及び関係者へのヒアリングを行うこと。委員が同行する場合には、その費用についても負担すること。((3)については有識者3名程度各3回程度のヒアリングを想定し、原則、謝金(1名に対して1回当たり17,700円)を支給するものとする。なお、有識者については、環境省担当官と協議の上、承認を得て決定するものとする。)

(8) 報告書の作成

本業務で実施した全ての調査・検討結果を含む報告書及び公開できる情報を精査した報告書を作成する。なお、報告書の仕様及び記載事項については、別添のとおりとする。

4. 業務実施期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで。

5. 成果物

(1) 提出期限：令和5年3月31日(金)

(2) 提出場所：環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

(3) 業務報告書：2.(8)の全ての調査・検討結果を含む報告書1部(A4版3000頁程度)及び公開できる情報を精査した報告書について5部(A4版200頁程度)

業務報告書の電子データを収納した電子媒体(DVD-R)：

2.(8)について各3枚

(電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。)

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって受託者から境省に譲渡されたものとする。

(2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物

の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（総務省）及び国際規格である ISO/IEC 40500:2012 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」の内容を元に策定された JIS X 8341-3:2016 に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン（平成 31 年 4 月 18 日）」及び『Web サイトガイドブック（平成 31 年 4 月 18 日）』に基づくこと。

上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」
※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等
JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

<https://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」
及び『Web サイトガイドブック』

<https://cio.go.jp/guides>

さらに JavaScript (ECMAScript) を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権等の権利侵害を起こさないようにすること。
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものをを用いることとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されているバージョンに更新すること。
- 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の発行する『安全なウェブサイトの作り方』(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>)等を参考に、既知の種類脆弱性(クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図しない情報漏洩等)に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無を定期的に確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと。

(4) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度業務に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、過年度業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先: 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 (TEL:03-5521-8239)

(6) 本業務に関する過年度の報告書は、下記ホームページにおいて閲覧可能である。

https://www.env.go.jp/policy/research_infra/index.html

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・位置情報；KML 方式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添3)

令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務に係る
提案書作成・審査要領

環 境 省

本書は、令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務に係る提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務に関する提案書の評価基準表」(以下「評価基準表」という。)から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する調査の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2	業務の実施方法		
	2.1	仕様書 3.(2)1)の業務内容	導水路方式でのポテンシャルの簡易的な算出方法、結果の整理方法、自治体向け情報提供方法について具体的に提案すること。
	2.2	仕様書 3.(2)2)の業務内容	ポテンシャル調査を実施するにあたり、現時点で運用等されている砂防堰堤の抽出方法、実績との比較・分析方法、設定条件等の検証方法を具体的に提案すること。
	2.3	仕様書 3.(2)3)の業務内容	水力発電の個別地点における建設コスト、運営コスト等の情報収集・整理方法、コスト縮減の検討方法について具体的に提案すること。
	2.4	仕様書 3.(2)4)の	導入実績を有する地方公共団体への水力発電設

業務内容	備導入にかかる申請者側の課題等のヒアリング・結果の整理方法、許認可側が認識する課題点等の整理方法について具体的に提案すること。
2.5 仕様書 3.(3)1)の業務内容	水力発電実施ダムにおける、運用改善による発電ポテンシャル向上手法の検討方法、発電シミュレーションの実施方法、結果を基にした効果・課題等を整理方法について具体的に提案すること。
2.6 仕様書 3.(3)2)の業務内容	水力発電実施ダムにおける、かさ上げによる発電ポテンシャル向上手法の検討方法、発電シミュレーションの実施方法、結果を基にした効果・課題等を整理方法について具体的に提案すること。
2.7 仕様書 3.(4)1)の業務内容	水力発電の柔軟性資源としての活用状況について、国外における最新動向の調査方法について具体的に提案すること。
2.8 仕様書 3.(4)2)の業務内容	水力発電等の、地域において発電された再エネ電力の内、自家消費を除いた余剰電力について、売電以外の活用手法の検討方法、手法ごとの効果・課題等の整理方法について具体的に提案すること。
2.9 仕様書 3.(4)3)の業務内容	地方公営企業等が有する水力発電を通じた地域付加価値の増加可能性について、シミュレーション手法の改善方法、課題の対応策の検討方法、地方公共団体への情報提供方法について具体的に提案すること。
2.10 仕様書 3.(5)1)の業務内容	国土交通省、地方公共団体の職員を対象とした、過年度取りまとめた「河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用の手引」(以下「手引」という)の内容を主とする講習会の開催方法、講習会参加者向けアンケートを基にした、手引きへの追記、修正等の方法について具体的に提案すること。
2.11 仕様書 3.(5)2)の業務内容	発電事業者、中間処理事業者、工事事業者等を対象とした、過年度取りまとめた「手引」の内容を主とする講習会の開催方法、講習会参加者向けアンケートを基にした、手引きへの追記、修正等

		の方法について具体的に提案すること。
	2.12 仕様書 3.(6)1)の業務内容	過年度業務の報告書等を活用し、国外動向調査や地域における導入・活用事例等、事業のWebサイト等に掲載可能なコンテンツ案の作成方法について具体的に提案すること。
	2.13 仕様書 3.(6)2)の業務内容	水力発電を実施または導入可能性ある地方自治体等を対象とした水力発電事業の普及促進を目的としたセミナーの実施方法について具体的に提案すること。
	2.14 仕様書 3.(7)の業務内容	有識者検討会の開催にあたって、検討会委員(氏名、所属、専門分野等)の構成、検討会の各回における具体的な検討内容について提案すること。
	2.15 追加的業務の提案	本業務の目的を踏まえ、必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。
3 業務の実施計画		仕様書 3(1)～3(8)に係る作業事項を、作業進行予定表にまとめること。
4 業務の実施体制		
	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(ダム及び砂防堰堤のポテンシャル調査・評価や施設点検に関する業務、水力発電事業に関する調査・検討業務、バイオマス利活用に関する調査・検討業務等)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。
5 組織の実績		過去に類似業務(ダム及び砂防堰堤のポテンシャル調査・評価や施設点検に関する業務、水力発電事業に関する調査・検討業務、バイオマス利活用に関する調査・検討業務等)の実績があれば、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。

<p>6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況</p>	<p>事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。</p> <p>又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。</p>
<p>7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。</p> <p>ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>
<p>8 企業等の賃上げの実施</p>	

	<p>8.1 事業年度（又は暦年）における賃上げ</p>	<p>賃上げの実施を表明した企業等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。
--	------------------------------	--

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和4年度既存インフラを活用した再エネ普及加速化事業委託業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。
このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「企業等の賃上げの実施」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添4参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。

4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添4の様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提出方法の詳細は、入札説明書による。書面により提出する場合、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を7部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先(電話番号及びメールアドレス)を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本令和4年度既存インフラを活用した再エネ普及加速化事業委託業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点200点）

*技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×(1－入札価格÷予定価格)

*価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

① 配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀： 5点、

優： 4点、

良： 3点、

準良： 2点、

可： 1点、

不可： 0点、

の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

② 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。

2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

(別添4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省総合環境政策統括官 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務に関する
提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

担当者連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務に関する
提案書

提案書作成責任者

(株)〇〇 △部×課 〇〇〇

電話番号、メールアドレス

はじめに

本書は、令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本調査の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書を実行計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A4版2枚以内とする。

2. 業務の実施方法

2. 1 仕様書 3. (2) 1) の業務内容

(作成注)

導水路方式でのポテンシャルの簡易的な算出方法、結果の整理方法、自治体向け情報提供方法について具体的に提案すること。



(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 2 仕様書 3 (2) 2) の業務内容

(作成注)

ポテンシャル調査を実施するにあたり、現時点で運用等されている砂防堰堤の抽出方法、実績との比較・分析方法、設定条件等の検証方法を具体的に提案すること。

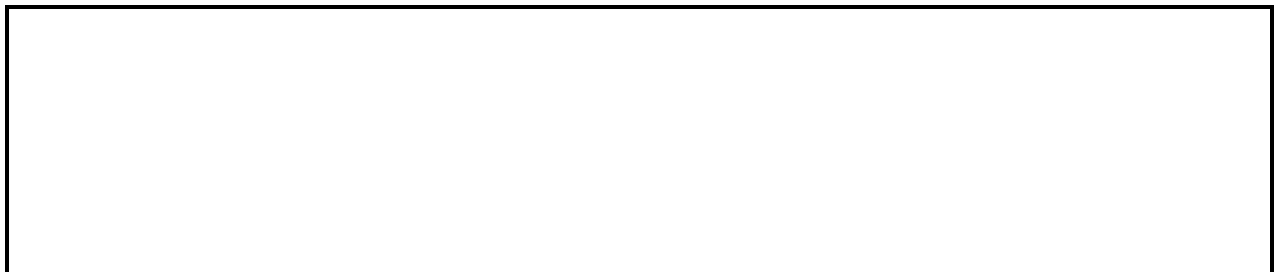


(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 3 仕様書 3 (2) 3) の業務内容

(作成注)

水力発電の個別地点における建設コスト、運営コスト等の情報収集・整理方法、コスト縮減の検討方法について具体的に提案すること。



(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 4 仕様書 3. (2) 4) の業務内容

(作成注)

導入実績を有する地方公共団体への水力発電設備導入にかかる申請者側の課題等のヒアリング・結果の整理方法、許認可側が認識する課題点等の整理方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 5 仕様書 3 (3) 1) の業務内容

(作成注)

水力発電実施ダムにおける、運用改善による発電ポテンシャル向上手法の検討方法、発電シミュレーションの実施方法、結果を基にした効果・課題等を整理方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 6 仕様書 3 (3) 2) の業務内容

(作成注)

水力発電実施ダムにおける、かさ上げによる発電ポテンシャル向上手法の検討方法、発電シミュレーションの実施方法、結果を基にした効果・課題等を整理方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 7 仕様書 3. (4) 1) の業務内容

(作成注)

水力発電の柔軟性資源としての活用状況について、国外における最新動向の調査方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 8 仕様書 3 (4) 2) の業務内容

(作成注)

水力発電等の、地域において発電された再エネ電力の内、自家消費を除いた余剰電力について、売電以外の活用手法の検討方法、手法ごとの効果・課題等の整理方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 9 仕様書 3 (4) 3) の業務内容

(作成注)

地方公営企業等が有する水力発電を通じた地域付加価値の増加可能性について、シミュレーション手法の改善方法、課題の対応策の検討方法、地方公共団体への情報提供方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 1 0 仕様書 3 (5) 1) の業務内容
(作成注)

国土交通省、地方公共団体の職員を対象とした、過年度取りまとめた「河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用の手引」(以下「手引」という)の内容を主とする講習会の開催方法、講習会参加者向けアンケートを基にした、手引きへの追記、修正等の方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 1 1 仕様書 3 (5) 2) の業務内容
(作成注)

発電事業者、中間処理事業者、工事事業者等を対象とした、過年度取りまとめた「手引」の内容を主とする講習会の開催方法、講習会参加者向けアンケートを基にした、手引きへの追記、修正等の方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 1 2 仕様書 3 (6) 1) の業務内容
(作成注)

過年度業務の報告書等を活用し、国外動向調査や地域における導入・活用事例等、事業の Web サイト等に掲載可能なコンテンツ案の作成方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 1 3 仕様書 3 (6) 2) の業務内容

(作成注)

水力発電を実施または導入可能性ある地方自治体等を対象とした水力発電事業の普及促進を目的としたセミナーの実施方法について具体的に提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 1 5 仕様書 3 (7) の業務内容

(作成注)

有識者検討会の開催にあたって、検討会委員 (氏名、所属、専門分野等) の構成、検討会の各回における具体的な検討内容について提案すること。

(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 1 6 追加的業務の提案

(作成注)

本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。



(※) 各提案ごとにA4版1枚以内とする。

3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

--

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(作成注)

業務に従事する者の類似業務（ダム及び砂防堰堤のポテンシャル調査・評価や施設点検に関する業務、水力発電事業に関する調査・検討業務、バイオマス利活用に関する調査・検討業務等）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏名			生年月日		
所属・役職			経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）		
			年（ 年）		
専門分野					
所有資格					
経歴（職歴／学位）					
所属学会					
類似業務の実績					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況（ 年 月 日現在 件）					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

5. 組織の実績

(作成注)

過去に類似業務（ダム及び砂防堰堤のポテンシャル調査・評価や施設点検に関する業務、水力発電事業に関する調査・検討業務、バイオマス利活用に関する調査・検討業務等）の実績があれば、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：
認定等の名称： (認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行

動計画策定届の写しを添付すること。

注2　くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。

注3　認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注4　本社等において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

注5　内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付すること。

8. 企業等の賃上げの実施

① 事業年度（又は暦年）における賃上げ

賃金引上げ計画を表明しているか：

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業等（※1）（※2）の場合1.5%）以上とする旨を「従業員への賃上げ計画の表明書」（写しで可）により表明した（※3）（※4）場合、加点することとしている。また、提出された表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、事業年度については法人事業概況説明書、暦年については給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに大臣官房総合政策課環境研究技術室<sokan-kengi@env.go.jp>へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は「従業員への賃上げ計画の表明書」裏面の（留意事項）を確認すること。

- ※1 「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。
- ※2 「中小企業等」に該当する法人は、「従業員への賃上げ計画の表明書」とともに前年度の法人税申告書別表1を提出すること。
- ※3 対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。
- ※4 「従業員への賃上げ計画の表明書」の様式は環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>「総合評価落札方式における賃上げ表明様式等」に掲載する。（http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html）

令和4年度既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業委託業務に係る提案書の評価基準表

(別添5)

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する調査の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。		-
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	10	5	5	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。	
2	業務の実施方法									-
	砂防堰堤関連業務									-
		2.1 仕様書3.(2)1)の業務内容	導水路方式でのポテンシャルの簡易的な算出方法、結果の整理方法、自治体向け情報提供方法について具体的に提案すること。	必須	20	5	15	提案された実施方法が具体的に妥当なものであること。	提案された実施方法において、有効性、確実性があるか。	
		2.2 仕様書3.(2)2)の業務内容	ポテンシャル調査を実施するにあたり、現時点で運用等されている砂防堰堤の抽出方法、実績との比較・分析方法、設定条件等の検証方法を具体的に提案すること。							
		2.3 仕様書3.(2)3)の業務内容	水力発電の個別地点における建設コスト、運営コスト等の情報収集・整理方法、コスト縮減の検討方法について具体的に提案すること。							
		2.4 仕様書3.(2)4)の業務内容	導入実績を有する地方公共団体への水力発電設備導入にかかる申請者側の課題等のヒアリング・結果の整理方法、許認可側が認識する課題点等の整理方法について具体的に提案すること。							
	ダム関連業務									-
		2.5 仕様書3.(3)1)の業務内容	水力発電実施ダムにおける、運用改善による発電ポテンシャル向上手法の検討方法、発電シミュレーションの実施方法、結果を基にした効果・課題等を整理方法について具体的に提案すること。	必須	15	5	10	提案された実施方法が具体的に妥当なものであること。	提案された実施方法において、有効性、確実性があるか。	
		2.6 仕様書3.(3)2)の業務内容	水力発電実施ダムにおける、かさ上げによる発電ポテンシャル向上手法の検討方法、発電シミュレーションの実施方法、結果を基にした効果・課題等を整理方法について具体的に提案すること。							
	地域における水力発電の活用促進可能性調査									-
		2.7 仕様書3.(4)1)の業務内容	水力発電の柔軟性資源としての活用状況について、国外における最新動向の調査方法について具体的に提案すること。							

2.8 仕様書3.4(2)の業務内容	水力発電等の、地域において発電された再エネ電力の内、自家消費を除いた余剰電力について、売電以外の活用手法の検討方法、手法ごとの効果・課題等の整理方法について具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された実施方法が具体的に妥当なものであること。	提案された実施方法において、有効性、確実性があるか。
2.9 仕様書3.4(3)の業務内容	地方公営企業等有する水力発電を通じた地域付加価値の増加可能性について、シミュレーション手法の改善方法、課題の対応策の検討方法、地方公共団体への情報提供方法について具体的に提案すること。						
河川付近のバイオマス利用関連業務							
2.10 仕様書3.5(1)の業務内容	国土交通省、地方公共団体の職員を対象とした、過年度取りまとめた「河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用の手引」(以下「手引」という)の内容を主とする講習会の開催方法、講習会参加者向けアンケートを基にした、手引への追記、修正等の方法について具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された実施方法が具体的に妥当なものであること。	提案された実施方法において、有効性、確実性があるか。
2.11 仕様書3.5(2)の業務内容	発電事業者、中間処理事業者、工事事業者等を対象とした、過年度取りまとめた「手引」の内容を主とする講習会の開催方法、講習会参加者向けアンケートを基にした、手引への追記、修正等の方法について具体的に提案すること。						
水力発電の普及啓発業務							
2.12 仕様書3.6(1)の業務内容	過年度業務の報告書等を活用し、国外動向調査や地域における導入・活用事例等、事業のWebサイト等に掲載可能なコンテンツ案の作成方法について具体的に提案すること。	必須	10	5	5	提案された運営方針が具体的に妥当なものであること。	提案された実施方法において、有効性、確実性があるか。
2.13 仕様書3.6(2)の業務内容	水力発電を実施または導入可能性ある地方自治体等を対象とした水力発電事業の普及促進を目的としたセミナーの実施方法について具体的に提案すること。						
2.14 仕様書3.7)の業務内容	有識者検討会の開催にあたって、検討会委員(氏名、所属、専門分野等)の構成、検討会の各回における具体的な検討内容について提案すること。	必須	10	5	5	提案された委員の構成及び検討会の検討内容が具体的に妥当なものであること。	提案された実施方法において、有効性、確実性があるか。
2.15 追加的業務の提案	本業務の目的を踏まえ、必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	5	-	5	-	提案された実施方法において、有効性、確実性があるか。
3 業務の実施計画	仕様書3(1)~3(8)に係る作業事項を、作業進行予定表にまとめること。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。

4 業務の実施体制							
4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	30	15	15	・適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 ・外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。
4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(ダム及び砂防堰堤のポテンシャル調査・評価や施設点検に関する業務、水力発電事業に関する調査・検討業務、バイオマス利活用に関する調査・検討業務等)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。	必須	30	-	30	-	本調査業務の内容を充実させる上で相応しい能力・資格・実績等を有する従事者が確保されているか。
5 組織の実績	過去に類似業務(ダム及び砂防堰堤のポテンシャル調査・評価や施設点検に関する業務、水力発電事業に関する調査・検討業務、バイオマス利活用に関する調査・検討業務等)の実績があれば、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。	任意	15	-	15	-	過去に類似業務(ダム及び砂防堰堤のポテンシャル調査・評価や施設点検に関する業務、水力発電事業に関する調査・検討業務、バイオマス利活用に関する調査・検討業務等)の実績が2件以上あるか。2件ある場合を可:3点、3~5件ある場合を6点、6.7件ある場合を9点、8.9件ある場合を12点、10件以上ある場合を15点とする。
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。

7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>	任意	5	-	5	-	<p>女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ・トライくるみん認定 2点 <p>※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)</p> <p>若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分に</p>				
8 企業等の賃上げの実施								-			
8.1 事業年度(又は暦年)における賃上げ	<p>賃上げの実施を表明した企業等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。 	任意	10	-	10	-	<p>表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加(10点)。</p>				
技術点小計							200	60	140	加(点)合計	
価格点							100			基礎点	60
総計							300			価格点	
										総合評価点	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。
加(点)部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、準良:2点、可:1点、

不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES), 青森環境マネジメントフォーラムAES, いわて環境マネジメントフォーラムIES, 米ちのくEMS, 三重環境マネージメントシステム(M-EMS), 宝塚環境マネジメントシステム(TEMS), 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等